

審議の結果（第4回臨時会 平成30年1月22日）

*「○」賛成 「×」反対 「-」渡辺議長は採決に加わらない

議案件名等	議案の概要	結果	小林	吉田	橋本	古川	菊地	長田	畑	井上川	大河原	今泉	木原	渡辺
議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正	県人事院勧告に準じて議会議員の報酬等を改正するもの	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	-
<p><質疑・要旨></p> <p>○吉田議員「なぜ、12月定例会ではなく臨時会で改正となったのか。議会議員の報酬等を上げる根拠とはなにか。」</p> <p>= A 総務課長「他市町村及び県の動向を調査していたため若干間に合わなかったためである。根拠はないが、職員の給与に準じて今までも町長等と同時に改正している。」</p> <p>○吉田議員「財政状況を考えると、身を引締めする必要がある中で、明確な根拠がないのにわざわざ上げることを町長に尋ねる。」</p> <p>= A 町長「財政破たんしている市町村では、減額している例はあるが、一般的には慣例として町長、議員、職員も合わせて改正しているためである。」</p> <p>○今泉議員「期末手当の件で、第5条第2項の100分の165を100分の167.5と2.5%増となっているが、なぜ12月支給した期末手当が100分の165を100分の170と5%と倍となっているが、その理由とは。」</p> <p>= A 総務課長「今回の改正は全体で0.05月引き上げるため、すでに支給している12月分にプラスして調整するものである。」</p> <p><反対討論・要旨></p> <p>吉田議員「慣例という、ある意味訳の分からない、根拠も見当たらない改正には反対である。」</p>														
町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正	県人事院勧告に準じて町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するもの	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	-
職員の給与に関する条例の一部改正	県人事院勧告により職員の給与に関する条例の一部を改正するもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	-
<p>○吉田議員「第4条関係別表2で、職名の主査や主任主査などは記載されていないので、どこに該当するのか。第19条第1項の改正で勤務制度の評価として、勤務の状況に応じてとはどのようなことなのか。」</p> <p>= A 総務課長「今回の等級別基準職務表の改正であるが、その表で規定されている職名は、初任給昇格昇給の基準に関する規則の中の別表で規定している。仕事に対し能力が優秀でも、遅刻以外、欠勤が多かったりした職員は総合的に考慮し、更に人事評価により勤労手当を調整することである。」</p> <p>○今泉議員「29年4月に定期昇給はあったのか。町の現在のラスパイレシ指数はどのようになっているのか。」</p> <p>= A 総務課長「29年4月は定期昇格のみであり、昇給は1月1日を基準として実施している。ラスパイレシ指数は99.5である。」</p> <p>○今泉議員「町内企業の給与基準は把握しているのか。ラスパイレシ指数の目標値は設定しているのか。特別職特に農業委員の報酬は見直す考えはあるのか。」</p> <p>= A 総務課長「町独自では調査していないが、県人事院が事業所規模50人以上の188事業所と比較し勧告している。ラスパイレシ指数は、毎年新採用職員数、人事異動などにより変動するが、100を基準に今後も考えていきたい。特別職の報酬の見直しは現況を調査し見直しを進めたい。」</p>														
鏡石まちの駅設置工事変更請負契約の締結	鏡石まちの駅設置工事の増額変更(変更前)87,372,000千円(変更後)89,394,840千円	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
<p>○今泉議員「運営委員の女性委員の追加はあったのか。そこで雇用する人員は何名予定しているのか。補助金以外の財源内訳はどのようになっているのか。運営経費等のシミュレーションをしているのか。」</p> <p>= A 町長「地方創生計画の実施計画をまちの駅運営委員会でしっかり議論していただき、2月頃までにはまとまる予定であるので、その後説明させていただきたい。駅に降りてみたい、歩いてみたい、住んでみたい町づくりとして鏡石駅が核となる。町民が安心して立ち寄れる場所としても必要であり、金額的な評価ではなく地方創生の中で我が町を駅を中心にPRしていきたい。」</p> <p>= A 産業課長「まちの駅運営委員会で12月から議論していただき、現在4名の女性委員がおられる。その中でいろいろな意見をまとめており、雇用人員などシミュレーションもしていきたい。補助金以外の財源は、交付税対象などの有利な起債を活用する。」</p> <p>○吉田議員「当初の発注に漏れがあったのか、なぜ今回追加する必要があるのか伺いたい。現時点での収支の試算はしているのか。」</p> <p>= A 産業課長「キュービクルの設置位置の変更であるが、現状を調査したところ、利便性向上のためJR側に設置可能であることが判明したためである。また、自動ドアなどの追加は、当初極力設計額を抑えたいとの意向であったためである。現在財政担当と調整中であるが、公益的な部分と収益的な部分がまだ明確ではないので、きっちりと積算し30年度当初予算説明の中で示したい。」</p>														
一般会計補正予算(第5号)	県人事院勧告により議会議員、町長等及び職員の給与等の引き上げに伴う補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-
鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	県人事院勧告により職員の給与等の引き上げに伴う補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	県人事院勧告により職員の給与等の引き上げに伴う補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	県人事院勧告により職員の給与等の引き上げに伴う補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
上水道事業会計補正予算(第3号)	県人事院勧告により職員の給与等の引き上げに伴う補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

審議の結果（第11回定例会）

*「○」賛成 「×」反対 「-」渡辺議長は採決に加わらない

議案件名等	議案の概要	結果	小林	吉田	橋本	古川	菊地	長田	畑	井上川	大河原	今泉	木原	渡辺
専決した処分の承認について	損害賠償等請求事件の代理人委任に係る補正予算の報告	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
情報公開条例の一部改正	個人情報保護法の改正に伴い、個人情報の定義の明確化など所要の改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
個人情報保護条例の一部改正	同上	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
職員の育児休業等に関する条例の一部改正	政府の仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指す育児・介護休業法の改正に伴い、関係規定を改正するもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

○駅東開発の進捗状況について
○県中地区都市計画の対応について

今泉文克議員



質問
鏡石町駅東開発の第1工区の10ha中、町所有の保留地の面積と価格設定はどの様になっているのか。また、個人所有地の面積と価格設定はどの様になっているのか。

都市建設課長

第1工区には、25区画、10,135㎡の保留地を計画しており、災害公営住宅として町が買い取った1区画3,658㎡以外の24区画6,477㎡を1区画70坪から110坪で販売する予定です。保留地価格設定は標準的に設定しています。個人所有地については、第1工区全体で113区画、25,007㎡あり、1区画60坪から100坪に分割して販売しており、単価については坪あたり6〜8万円で販売しています。

質問
駅東開発の中に、準工業用地があるが、利用計画・企業誘致の進捗状況はどの様になっているのか。

産業課長

駅東第1土地区画整理事業地内の準工業地域26haについては、進出企業の要望に応じたオーダーメイド方式での対応として企業誘致を行っていますが、駅東土地区画整理事業の進捗状況との兼ね合いもあり、企業誘致までは至っていない状況です。

質問

県中都市計画は約50年前に制定され今では街づくりの足枷となっており、多くの町民からも苦情があり、早急に改善すべきであると思うが、執行の考えを問う。

都市建設課長

町は、昭和45年に県中都市計画区域に編入され、市街化区域と市街化調整区域を区分する、「線引き都市計画」となっております。県中都市計画は、県が決定権者でありま

す。都市計画事業により街路公園、区画整理等の整備を図ることで、無秩序な開発を抑制し、駅と4号線を中心とした良好な市街地を形成してきました。都市計画法で定める開発許可制度の中で、厳しい立地基準となっている事は承知しております。都市計画編入から、48年経過しておりますので、県に対し開発許可制度の緩和について、要望していきたいと考えております。

質問

わが町の市街化区域の中に宅地化されていない土地が多く存在し、また、他方では、開発許可制度により調整区域の宅地化が困難な状況が続いている。これらの現状から、町は県中都市計画から除外する考えはないのか。

町長

鏡石町がコンパクトに発展してこれたことは、やはり県中地区都市計画区域に入っていたことが最大の強みであったと考えています。入ったことにより、道路整備や下水道整備に対する補助金が活



宅地造成が進む駅東第1土地区画整理事業(第1工区)

用でき、駅を中心として半径1.5kmに75%の世帯、71%の人口があるという町となり、このような町は県内には他にないのではないかと考えています。今後も、この市街化区域及び市街化調整区域の線引きについて継続し、現時点では除外する考えはありません。